

利 用 者 _____ 様

重 要 事 項 説 明 書

指定訪問看護・介護予防訪問看護

みやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーション

定訪問看護・介護予防訪問看護サービスのご案内

重 要 事 項 説 明 書

1 訪問看護とは

訪問看護とは、訪問看護ステーションから、病気や障害を持った人が住み慣れた地域やご家庭でその人らしく療養生活を送れるように、看護師などが生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し自立への援助を促し、療養生活を支援するサービスです。

2 事業の目的および運営の方針に関すること

介護保険法令の趣旨に従い、要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援し、心身の機能の維持回復を目的とし各関係者と協力しながら快適な在宅療養を願って訪問いたします。

3 指定訪問看護（名称）の概要

（１）事業所の概要、事業所番号およびサービス提供地域

開 設 者	みやぎ県南中核病院企業団
事 業 者 名	みやぎ県南中核病院 附属訪問看護ステーション
所 在 地	宮城県柴田郡村田町大字沼辺字赤沼 150 番地 1
管 理 者	内 海 純 子
連 絡 先	0 2 2 4 - 8 2 - 1 7 1 1
介護保険事業所番号	0 4 6 2 2 9 0 0 4 0
訪 問 地 域	大河原町、柴田町、村田町が主体となりますが、その他近隣の市町へも訪問いたします。

（２）ステーションの職員体制

管 理 者	(看護師と兼務) 1 人
在宅サービス担当職員	(常勤) 看護師 5 人 (兼務) 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 各 1 人
事 務 職 員	(常勤) 1 人

4 おもなサービス内容に関すること

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○食事や水分などの栄養管理 | ○清潔、排泄ケアの援助とアドバイス |
| ○病状や障害の観察、健康管理 | ○療養、看護や介護方法のアドバイス |
| ○ご家族への介護支援や相談 | ○リハビリテーション |
| ○認知症や精神疾患の方の看護 | ○褥瘡や創傷の処置 |
| ○カテーテルや医療機器の管理 | ○ターミナルケア |
| ○保健福祉サービスなどの活用支援 | ○介護予防の支援と相談、健康管理 |

5 営業日および営業時間に関すること

営業日	平日（月曜日～金曜日）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
休日	土曜・日曜・祝日・12月29日から翌年の1月3日まで

※ なお、当ステーションは24時間（365日）、電話での相談や緊急訪問に対応できる体制も整えております。

6 サービス利用料金に関すること

（1）基本利用料

●訪問看護費

訪問時間	20分未満	30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満
看護師	3,140円	4,710円	8,230円	11,280円

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1回につき ※1回あたり 20分	2,940円	1日に2回を超えて実施する場合、1回につき2,650円に回数を乗じた金額
	※週に6回を限度としての利用となります		

●介護予防訪問看護費

訪問時間	20分未満	30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満
看護師	3,030円	4,510円	7,940円	10,900円

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1回につき ※1回あたり 20分	2,840円	1日に2回を超えて実施する場合、1回につき1,420円に回数を乗じた金額
	※週に6回を限度としての利用となります		

（2）利用者負担

1割または2割・3割（一定以上の所得のある方）ですが、法改正等により変わることがあります。負担の割合は、介護保険負担割合証に記載されております。介護保険適用外のもの（交通費など）は、全額自己負担となります。

(3) 同意が必要な加算

- 緊急時訪問看護加算Ⅰ（月1回） 6,000円
☐同意します ☐同意しません

24時間、電話などでの相談に対応できる連絡体制にあり、計画的に訪問することとなっていない緊急訪問を必要に応じて行うことのできる体制にある場合、利用者の方の同意を得て加算されるものです。緊急連絡や緊急訪問がない月でも加算されます。なお、緊急時訪問を行った場合は、訪問時間に応じた利用料金も算定されますが、早朝・夜間、深夜加算はありません。

ただし、特別管理加算を算定している方の1ヵ月以内の2回目以降の緊急訪問については、早朝・夜間、深夜加算があります。

- 複数名訪問看護加算Ⅰ
30分未満 2,540円 30分以上 4,020円
☐同意します ☐同意しません

身体的な理由などで、1人の看護師による訪問看護が困難な場合など、利用者の方の同意を得て同時に複数の看護師などが訪問を行った場合に加算されます。

- ターミナルケア加算（死亡月） 25,000円
☐同意します ☐同意しません

主治医との連携のもとに、ターミナルケアに係る計画および支援体制について、利用者およびその家族等に対して説明をしたうえで同意を得てターミナルケアを行っている場合で、在宅で死亡した方について、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）に加算されるものです。介護予防訪問看護においては、加算はありません。

(4) その他の共通加算

- 初回加算Ⅱ（初回訪問時のみ） 3,000円
新規に訪問看護計画書を作成し、訪問看護を提供した場合に加算されます。

- 退院時共同指導加算 6,000円
病院・診療所に入院中、または介護老人保健施設に入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算されます。

- サービス提供体制強化加算Ⅰ 60円
厚生労働大臣が定める計画的な職員研修の実施、定期的な会議の開催などの基準に適合している事業所の場合には、訪問1回につき加算されます。（当事業所は基準に適合しております。）

- 看護体制強化加算Ⅱ（月1回） 2,000円
中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の基準に適合している事業所の場合に、月1回加算されます。（当事業所は基準に適合しております。）

●特別管理加算（月 1 回）

厚生労働大臣が定める状態にある利用者の方に対して、計画的な管理を行った場合に月 1 回加算されます。

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理等算定、留置カテーテル使用など
5, 0 0 0 円
- ・在宅酸素療法指導管理等算定、真皮を超える褥瘡の状態など
2, 5 0 0 円

●長時間訪問看護加算 1 時間 3 0 分以上 3, 0 0 0 円

特別管理加算の対象となる利用者の方に対し、1 時間 3 0 分以上の訪問を行った場合には、1 時間～1 時間 3 0 分未満の利用料金 1 1, 2 8 0 円に加算されます。（合計 1 4, 2 8 0 円の利用料金になります。）

●早朝・夜間加算

午前 6 時～8 時、午後 6 時～1 0 時に訪問した場合には、訪問時間に係る利用料金の 2 5 % が加算されます。

●深夜加算

午後 1 0 時～翌朝の午前 6 時までに訪問した場合には、訪問時間に係る利用料金の 5 0 % が加算されます。

●中山間地域などへの訪問加算

訪問 1 回につき所定料金の 5 % を加算。通常の訪問地域（大河原町、柴田町、村田町）以外の地域で、厚生労働大臣が定める地域（川崎町、蔵王町、白石市の一部など）に居住している利用者の方に対して訪問を行った場合は、訪問 1 回につき訪問時間に係る利用料金および複数看護師訪問看護加算の料金に 5 % が加算されます。

（5）介護保険適用外で自己負担となる料金

●交通費 介護保険による介護サービスの場合は不要です。

●死後のケア（処置）料 7, 0 0 0 円

※家族からの依頼を受け、死後のケア（処置）を行った場合の料金となります。

（6）キャンセル料

当ステーションでは、キャンセル料は発生しません。

7 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故・体調の変化・症状の急変などが生じた場合は、申込書に記載のご家族、主治医、担当の居宅介護支援事業者に連絡します。

8 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

9 第三者評価について

当ステーションでは第三者評価は実施しておりません。

10 介護サービス情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法の規定に基づき利用者の選択を支援するため、サービス内容の公表を全ての事業者に義務化し、公表すべき情報項目を標準化するとともに、報告・調査・公表といった一連のプロセスが都道府県によって公平・公正に運営される仕組みとして位置づけられました。宮城県公式ウェブサイトから介護サービス情報の公表を選択し、介護サービス情報公表システムより『介護事業所を検索する』から、当ステーション名でご確認いただけます。その他各事業所なども閲覧可能です。

11 ご利用にあたってのお願い

- 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証などを確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合には、必ずお知らせください。
- 自宅敷地内に飼育しているペットは次の観点から、職員訪問中は別室やゲージに入れる、またはリードにつなぎ距離を保つなどの配慮をお願いします。
 - ・ 利用者と職員の安全を守るため
 - ・ 利用者の衛生管理を保つため
 - ・ 訪問看護を円滑に行うため
- お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ウイルス感染症感染拡大防止のため、職員訪問日には 37.5℃以上の高熱や体調不良の場合、当日朝（8：30 より）に報告をお願いしています。また、やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合には、必ず前日までにご連絡をお願いします。

12 サービス提供に関する相談、苦情についての窓口

ステーションが提供するサービスについてのご相談やご不満、事故発生時の対応窓口

（１）みやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーション

電 話 0 2 2 4－8 2－1 7 1 1 担当者 所 長 内 海 純 子

（２）その他、苦情申し立てができる公的機関

- ・ 大河原町 健康福祉課 介護保険係（平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）
電 話 0 2 2 4－5 3－2 1 1 5
- ・ 柴田町 福祉課 長寿介護班（平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）
電 話 0 2 2 4－5 5－2 1 5 9
- ・ 村田町 健康福祉課 高齢福祉班（平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）
電 話 0 2 2 4－8 3－6 4 0 2
- ・ 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課（平日 午前 9 時から午後 4 時）
電 話 0 2 2－2 2 2－7 7 0 0

指定訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

みやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーション

年 月 日

私は重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意しこれを受領しました。

利用者	住 所	〒 ー		
	氏 名			印
	電話番号	ー ー		

署名 代 行 者	私は、本人に重要事項を確認しました。 私は、本人に代わり上記署名を行いました。			
	住 所	〒 ー		
	氏 名			印
	電話番号	ー ー	続柄	

説明者

事業 者	所 在 地	〒 9 8 9 - 1 3 2 1 宮城県柴田郡村田町大字沼辺字赤沼 150 番地 1		
	名 称	みやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーション		
	代表者名	所 長 内 海 純 子		印
	電話番号	0 2 2 4 - 8 2 - 1 7 1 1	F A X	0 2 2 4 - 8 3 - 3 1 2 1
	説 明 者			印